

令和3年第7回定例教育委員会会議

開催日時 令和3年7月21日（水）

午後1時30分

場 所 中央図書館 2階 視聴覚ホール

議 題

- 日程第一 議事事項
議案第33号 令和4年度使用中学校用社会（歴史的分野）教科用図書の採
択について
- 日程第二 報告事項
（1）専決処理の報告について（委員会規則その他委員会の定める規程の制
定又は改廃に関する事）
（2）富士見市立中央図書館駐車場管理要綱の一部改正について
- その他 ○教育行政方針及び重点施策に基づく進捗状況の報告
（1）令和3年度家庭学習応援事業について
○イベント案内等
（1）わくわく子ども体験室

議案第33号

令和4年度使用中学校用社会（歴史的分野）教科用図書の採択について

令和4年度使用中学校用社会（歴史的分野）教科用図書について採択替えを行わないこととする。

令和3年7月21日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条の規定に基づく管内中学校の令和4年度使用教科書の採択については、同法第14条及び第10採択地区教科用図書採択における協議の結果に基づき、別紙のとおり、採択替えを行わないことについて提案します。

別紙

令和4年度使用中学校用社会（歴史的分野）教科用図書の採択について

1 概要

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならない。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるが、採択にあたっては「令和4年度使用教科書の採択の採択事務処理について」（令和3年3月30日付け 文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）に留意する。

2 結果

令和2年度に採択し、令和3年度より使用している中学校用社会（歴史的分野）教科用図書を継続使用する。

3 理由

(1) 次の選定理由により、令和2年度に東京書籍株式会社の「新しい社会 歴史」を中学校用社会（歴史的分野）教科用図書として採択した。

- ・教科書全体を「環境・エネルギー」「人権・平和」「伝統・文化」「防災・安全」「情報・技術」の5つのテーマで貫き、現代的な諸課題を意識しながら学習を進めることができるように配慮されている。
- ・章末の「まとめ活動」では様々な思考ツールを使って、時代の特色を自分の言葉でまとめることができるように工夫されている。

(2) 学校は、令和2年度の採択結果に基づき作成した指導計画に基づき、指導を進めているところであり、生徒は教科書に慣れ親しんでいる点を考慮する必要がある。

専決処理の報告について

富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処理したので、同条第3項の規定により報告する。

記

委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

- 1 富士見市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

令和3年7月21日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

専 決 処 理 書

次のとおり富士見市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について富士見市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和50年教委規則第3号）第2条第2項の規定により専決処理する。

1 富士見市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（別紙）

2 専決処理の理由

令和3年7月6日の富士見市電子図書館の開設に伴い、令和3年7月5日付で処理をする必要があり、委員会を招集するいとまがなかったため。

令和3年7月5日

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

富士見市立図書館条例施行規則（平成6年教委規則第4号）新旧対照表

新	旧
<p><u>（電子書籍の貸出し）</u> 第8条 第5条の規定により貸出しの登録を受けた者（市内に居住し、又は 在勤し、若しくは在学する個人に限る。）は、電子書籍（電磁的記録であ って、インターネットを通じた利用が可能とされたもの（図書館資料（電 磁的記録を除く。）と同等の内容を有するものに限る。）をいう。以下同 じ。）の貸出しの登録を受けることができる。 2 電子書籍の貸出しの登録を受けようとする者は、富士見市電子図書館利 用申込書（様式第3号）により申請するものとする。 3 市外に居住する者で前項の規定により電子書籍の貸出しの登録を受け ようとする者は、その申込みの際、市内に在勤し、又は在学することの確 認ができる書類を提示し、又は提出しなければならない。 4 電子書籍の貸出数量は3点以内とし、貸出期間は利用日当日から起算し て15日間とする。 （図書館資料等の貸出しの停止等） 第9条 （略） （設備の利用の承認） 第10条 （略） （図書館の利用の制限） 第11条 （略） （損害賠償） 第12条 （略） （図書館資料の複写） 第13条 （略）</p>	<p>（新設） （図書館資料等の貸出しの停止等） 第8条 （略） （設備の利用の承認） 第9条 （略） （図書館の利用の制限） 第10条 （略） （損害賠償） 第11条 （略） （図書館資料の複写） 第12条 （略）</p>

(駐車場の利用)

第14条 (略)

(利用者に対する秘密保持)

第15条 (略)

(図書館協議会)

第16条 (略)

(寄贈及び寄託)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

様式第3号

様式第3号 (第8条関係)

富士見市電子図書館利用申込書

受付日 年 月 日

利用券番号	0	0	0											-						
フリガナ	(姓)		(名)																	
名前																				
生年月日	西暦 年 月 日																			
電話番号	()																			
学校名																				
勤務先名																				
学校住所	〒354-																			
勤務先住所	富士見市																			

図書館記入欄

受付入力		種別	在住 在学 在勤	(免許証・保険証・学生証・社員証 名刺・その他:)
入力確認				

富士見市立図書館

附 則

この規則は、令和3年7月6日から施行する。

(駐車場の利用)

第13条 (略)

(利用者に対する秘密保持)

第14条 (略)

(図書館協議会)

第15条 (略)

(寄贈及び寄託)

第16条 (略)

(委任)

第17条 (略)

(新設)

富士見市電子図書館利用案内

令和3年7月現在

●電子図書館とは

電子図書館では、インターネットを通じてお手持ちのパソコン、タブレット、スマートフォンから電子書籍を閲覧することができます。

●電子図書館の特徴

いつでも—

24時間、年中無休でサービスを提供しています。

どこでも—

インターネットに繋がったパソコン、タブレット、スマートフォンなどで、外出先や電車の中など、どこでも気軽に読書ができます。

●利用できる方

富士見市立図書館利用カードをお持ちの方で、富士見市に在住、在勤、在学の方。

●利用登録

利用申込書にご記入いただき、利用登録に必要なものと一緒に図書館のカウンターへお持ちください。

登録日の翌日から電子図書館をご利用いただけます。

●利用登録に必要なもの

- ・富士見市立図書館の利用カード

市内在住の方

- ・お名前、ご住所が確認できるもの
健康保険証、運転免許証など

市外の方

- ・上記の他、富士見市に在学、在勤していることが確認できるもの
学生証、在学証明証、社員証、名刺、在勤証明証など

●利用内容

貸出点数	3点	
貸出期間	15日間	貸出当日を含む
貸出延長	1回のみ	予約のない資料のみ ※手続きした翌日から14日間
予約点数	3点	
予約資料の 取り置き	8日間	用意が出来た当日を含む *用意が出来た際のご連絡はありません。ログイン 画面からご確認ください。
リクエスト	不可	
試し読み	一部可	

●利用方法

1.富士見市電子図書館のサイトにアクセス

【URL】<https://www.d-library.jp/fujimi>

【QRコード】



*富士見市立図書館のホームページからもサイトにアクセスできます。

【URL】<https://www.lib.fujimi.saitama.jp>

2.ログイン

利用者IDとパスワードを入力して「ログイン」をクリック

利用者ID：富士見市立図書館利用カードの番号

仮パスワード：777777

*仮パスワードでログイン後、必ずご自分のパスワードに変更をしてお使いください。

パスワード：半角英数6文字以上20文字以下

3.借りる・予約

ログイン後、読みたい電子書籍を検索し、「借りる」ボタンをクリックします。

借りた後、マイページの「読む」ボタンをクリックすると閲覧できます。

読みたい資料が貸出中の場合は、「借りる」ボタンがなく「予約」ボタンがでています。

4.返す

「返す」ボタンをクリックすると返却できます。また、返却日が過ぎると自動的に資料は返却されます。

5.延長する

「マイページ」の「借りている資料一覧」から、返却日が過ぎる前に「延長」ボタンをクリックします。

6.「試し読み」について

一部の資料は「試し読み」することができます。借りる前に、内容を確認することができますので、ぜひご利用ください。

※詳しい利用方法は、電子図書館ホームページのご利用ガイドをご覧ください。

富士見市立中央図書館

〒354-0021 富士見市大字鶴馬 1873-1

Tel : 049-252-5825

鶴瀬西分館

〒354-0026 富士見市鶴瀬西 2-9-1

Tel : 049-252-5945

ふじみ野分館

〒354-0036 富士見市ふじみ野東 3-7-1

Tel : 049-256-8860

水谷東公民館図書室

〒354-0013 富士見市水谷東 2-12-10

Tel : 049-252-5825 (中央)

報告事項（２）資料

富士見市立中央図書館駐車場管理要綱（平成6年教委告示第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、富士見市立図書館条例施行規則（平成6年教委規則第4号）<u>第14条</u>の規定に基づき、富士見市立中央図書館（以下「図書館」という。）の駐車場の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和3年7月6日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、富士見市立図書館条例施行規則（平成6年教委規則第4号）<u>第13条</u>の規定に基づき、富士見市立中央図書館（以下「図書館」という。）の駐車場の管理運営について必要な事項を定めるものとする。</p>

令和3年度家庭学習応援事業について

【概要】

1 対象学年

- ・市立小学校に在籍する5年生（土曜／午前又は午後 70分授業）
- ・市立小学校に在籍する6年生（土曜／午前又は午後 70分授業）
- ・市立中学校に在籍する3年生（平日／18:30～ 130分授業）

2 開催会場

鶴瀬公民館、水谷公民館、針ヶ谷コミュニティセンター

3 受講期間

令和3年7月～令和4年3月（中学生は公立試験のある2月末まで）

4 委託事業者

株式会社エデュケーショナルネットワーク

（指名型プロポーザル方式による事業者選定）

【前年度との変更点】

- ・小学5年生の受講教科を算数・国語の2教科から算数1教科のみへ変更
- ・小学5年生に加え、小学6年生も対象（教科は算数1教科のみ）
- ・受講料の変更

	変更前	変更後
小学5年生	6,000円(国語・算数)	3,500円(算数)
小学6年生	—	3,500円(算数)
中学3年生	5,000円(1教科) 10,000円(2教科/数・英)	5,500円(1教科) 11,000円(2教科/数・英)

※生活保護世帯、就学援助認定世帯の方は受講料半額

【受講者数】

- ・募集期間 令和3年4月19日～5月10日

	定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学5年生	60名	59名	46名	49名
小学6年生	60名	—	—	42名
中学3年生	60名/教科	30名(1教科) 40名(2教科)	10名(1教科) 42名(2教科)	18名(1教科) 48名(2教科)
合計		129名	98名	157名